

令和3年度9月補正（追加）予算（案）の概要

令和3年9月13日
財政課

補正予算の規模

一般会計補正予算 9億 59百万円

歳入
予算

・国庫支出金 7億 71百万円
・基金繰入金 1億 88百万円

[単位:百万円、%]

年度	令和2年度	令和3年度					増減額	伸率
	9月現計	現計	9月補正 (通常)	9月補正 (追加)	9月補正 計 +	計 +		
会計							-	/
一般会計	840,537	793,097	16,160	959	17,120	810,217	30,320	3.6

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、集計が一致しない箇所がある。

新型コロナウイルス感染症
対策予算累計

2,155億 27百万円

令和元年度 4億 34百万円
令和2年度 1,167億 20百万円
令和3年度 983億 73百万円

補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策に要する経費

[1] 営業時間短縮協力金 9億 5,931万円

産業政策課

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、要請に応じて営業時間の短縮に協力
いただいた店舗を対象に協力金を支給 [協力金負担割合:国8/10、県2/10]

〔支給対象〕 要請期間の全期間において営業時間短縮に協力いただいた店舗(約1,500店舗)

〔支給金額〕

中小企業:事業規模(売上高)に応じ1店舗あたり 45~135万円
(2.5~7.5万円/日)〔要請期間[18日間]×(売上高/日×0.3)〕

大企業:1店舗あたり上限360万円

〔要請期間[18日間]×(売上高減少額/日×0.4)
(上限:20万円/日又は売上高/日×0.3のいずれか低い方)〕

売上高()/日	協力金額
~83,333円以下	45万円
83,333円超~ 250,000円未満	45~135万円
250,000円以上	135万円

() 前年又は前々年度の1日あたり売上高

要請の概要

要請内容	対象地域内で午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業(午後7時以降の酒類の提供)を行わないよう要請 「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証店は、午後9時までの営業時間短縮を要請(酒類の提供は午後8時まで)
要請期間	令和3年9月13日(月)~令和3年9月30日(木)[18日間]
対象区域	佐世保市域
対象施設	食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの) 〔対象施設例〕 居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等 (宅配・テイクアウトサービス、スーパーやコンビニのイートインスペース等は除く。)

